

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：長野県アイスホッケー連盟]

[記載日：令和3年7月2日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ※ 法人格を有していない任意団体である。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本連盟の会則に基づき、年1回の通常総会と年4回程度の理事会を開催して、団体運営に関する機関決定を行っている。 その他、「専門委員会規程」や「代議員推薦細則」、「出張旅費及び競技運営役員手当等支給規則」などを制定し、それらを遵守することによって適切な団体運営を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人日本アイスホッケー連盟定款第42条に基づく加盟団体分担金の納入、第43条に基づく選手登録を適正に行っている。 公益財団法人長野県スポーツ協会の「加盟団体及び会員に関する規程」第2条の4及び第2条の5に基づき、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について、このセルフチェックリストを用いて自己説明・公表を行っている。 また、「公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に基づき、役員や会員に対するコンプライアンス研修を行うとともに、令和3年12月までに倫理規程の整備を進めることにしている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A

<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会長、副会長を含む 20 名の理事と 2 名の監事は総会での議決をもって選任される。うち会長 1 名、副会長 2 名、理事 12 名、監事 2 名の役員候補者は、前任役員からの独立性と立候補の自由性を確保するため、総会前の役員選挙告示に基づき、県連盟登録者であれば誰でも役員候補者として立候補することができる。また、残り 5 名の理事は、会長が選任された後に会長推薦理事候補者として提案することができ、総会での信任投票を経て理事に選任される制度を設けるなどして適切な団体運営に努めている。</p> <p>なお、役員の高齢化や長期在任が目立つことから、新陳代謝を促すための規定等の改正について令和 3 年度から検討を進める。</p>	
<p>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</p>	
<p>(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。</p>	<p>B</p>
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本連盟のビジョン、中長期計画が策定されていない。そのため、令和 3 年 6 月開催の理事会で本連盟のビジョン案を策定し、8 月に開催の定期総会で決定することにしている。</p>	
<p>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</p>	
<p>(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公益財団法人日本アイスホッケー連盟の総務本部長を講師として、役員に対するコンプライアンス研修やスポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）に関する研修を行っている。</p>	
<p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。</p>	<p>C</p>
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公益財団法人日本アイスホッケー連盟で役職員や指導者、レフェリーに対して使用しているコンプライアンス研修の資料を用いて、令和 3 年度中に指導者に対する研修を実施する。</p> <p>また、同連盟で提唱しているリスペクト憲章及び同行動規範に関する資料を用いて、競技者等に対する研修会を令和 3 年度中に実施する。</p>	
<p>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p>	
<p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>理事会や総会で決算書の承認を受ける前に、2 名の監事により通帳や証拠書類等の厳密な検査を受けている。</p>	

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>長野県教員委員会から交付される「長野国体特別強化事業補助金」の取扱、並びに国際大会等の実施にたあって長野県や長野市から助成を受ける際には、所定の要綱・要領に基づき事務処理を行っている。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>理事会や総会で決算書の承認を受ける前に、2名の監事により通帳や証拠書類等の厳密な検査を受けている。</p> <p>出納業務と決算書類の作成業務を一人の事務局員が行っていること自体が好ましいことではないので、業務担当を別に設けることを検討している。</p> <p>監事と事務局長や事業執行者との癒着を防ぐため、会則またはそれに準ずる規定に監事の重任について上限を定める方向で検討を進めている。</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>連盟における役員名簿については連盟ホームページで公開しているが、連盟の会則等の規約類に含まれる目的、事業などについては、公開されていない。また、各年度の事業報告・事業計画、会計に関わる決算書・監査報告書・予算書などについても開示されておらず、今後は積極的に開示していくことにしている。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>例えば、選手選考に関する規定については、特に開示されておらず、今後選考基準の明確化と積極的な開示について検討を進める。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則■について	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>※ 特になし</p>	